

日 銀 業 第 1 0 号
2 0 1 8 年 1 月 1 9 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、担保受払事務における担保差入金融機関等の利便性向上の観点から、標題規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第19号書式中（注意）を横線のとおり改める。

- (注意) 1. }
∫ } 略（不変）
4. }
5. 「根担保（手形・手形類似電子記録債権）」欄は、最大10行まで追加することができる。
- ~~5~~6. 「担保受払区分」欄は、当所払手形（担保受入店所在地（最小行政区域、ただし東京都においては区政施行地域一円）を支払地とする手形または担保受入店がその地にある手形交換所を経由して取立てることができる手形）の場合には「07」、他所払手形の場合には「06」、手形類似電子記録債権の場合には「17」を○で囲む。
- ~~6~~7. 手形類似電子記録債権の場合、要項の各記載箇所の、「支出人等名」および「支出人等コード」には債務者名および債務者コード、「満期日」には記録事項証明書に記載された支払期日、「振出日」には発生日（記録事項証明書に記載された電子記録の年月日）を記入し、「担保受払区分」は「当所払」の07に○を付す（振出人欄の記載は不要）。
- ~~7~~8. 「振出人」欄は、為替手形を差入れる場合にのみ記入する。
- ~~8~~9. 本書式は両面印刷のうえ使用する。

- 第24号書式（A）中（注意）を横線のとおり改める。

- (注意) 1. }
∫ } 略（不変）
3. }
4. 「返戻を依頼する根担保」欄は、最大10行まで追加することができる。
- ~~4~~5. 本書式は両面印刷のうえ使用する。

- 第24号書式（B）中（注意）を横線のとおり改める。

- (注意) 1. }
∫ } 略（不変）
3. }
4. 「返戻を依頼する根担保」欄は、最大10行まで追加することができる。
- ~~4~~5. 本書式は両面印刷のうえ使用する。